

小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(原案の概要)

公衆浴場における衛生等管理要領の改正に伴い、小樽市公衆浴場法施行条例で規定する衛生管理基準の一部を改正します。

■ 改正の要旨

公衆浴場の風紀については、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）において、都道府県等が、営業者が講ずる措置の基準を条例で定めることとされています。

今般、厚生労働省において、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究成果や、パブリックコメントの結果等を踏まえ、令和 2 年（2020 年）12 月 10 日に、「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」を発出し、男女の混浴制限年齢の目安が改正されました。

本市においても、上記改正の趣旨を踏まえ、社会情勢の変化等を勘案し、市内の公衆浴場に係る必要な措置の基準等の見直しを行うものです。

■ 改正の概要

営業者の取るべき措置を、次のとおり変更します。

新	旧
家族ぶろを除き、 <u>7 歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、介助を必要とする者が利用する場合であって、風紀上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</u>	家族ぶろを除き、 <u>10 歳以上の男女を混浴させないこと。</u>

（7 歳に引き下げることによって、子ども一人での入浴が難しい事案も想定されるため、例外規定を追加）

■ 改正後の条例の施行期日

令和 5 年 4 月 1 日（予定）